

# 保証水準が異なる業務に対する 公認会計士の法的責任

福嶋 壽

## I 序 論

### 1. 証明業務の拡張としての保証業務

米国公認会計士協会（AICPA）は、証明業務（attest service）を、「会計士が、他の当事者の責任である書面の主張の信頼性に関して、書面の結論を表明する業務（Attestation Standards：AT 100.01）と定義し、「証明業務」として、「検証（Examination）」、「レビュー（Review）」、及び、「合意された手続（Agreed-upon procedures）」を、規定しているが、どの業務を監査と呼び、どの業務を証明と呼ぶべきかに関しては、専門職業団体内部で意見の一致をみていないとの論拠に立ち、規定を設けていない。しかし、過去の財務諸表に証明業務としての検証行為を適用した場合に「監査」という名称を付すこと、「証明業務」という名に値するには、会計士は、書面による主張について、書面による結論を表明する必要があることに関してはコンセンサスが存在する<sup>1</sup>。

また、AICPAは、公認会計士（以後、「会計士」、文脈によって、「監査人」という）が、財務諸表に関与する類型として、「監査」、「レビュー」、及び、「調製（Compilation）」を、また、会社の類型として、「公開会社」（public entity）と「非公開会社」（nonpublic entity）を定めている。そして、銀行、規制会社等の例外はあるが、公開会社には、監査が義務づけられており、非公開会社は、原則的に、レビュー又は調製を行うものと想定されている。

なお、AICPAのジェンキンスレポート（AICPA[1994]）は、会社を公開会社と閉鎖会社に分類し、監査人の関与を次のように述べている<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> モントゴメリーの監査論第12版、中央監査法人訳、1998年、40頁

SECは公開会社に対して年次財務諸表の監査を受けることを要求している。閉鎖会社（private companies）の財務諸表に対する監査人の関与の程度は、会社とその財務諸表利用者との交渉によって決定され、一般に法律や規制によって決定されるものではない。しかし、例えば金融機関や保険会社のような閉鎖会社は、法律や規制によって、その財務諸表の監査を受けることが要求されている。その他の閉鎖会社は、事業の資金調達の規模や性質、あるいは利用者によって知覚されるリスクの程度など、さまざまな要因に応じて、財務諸表の監査を受けている。

## II 未監査の歴史的財務諸表及び

### 将来財務諸表に対する会計士の責任

#### 問題の所在と背景

会計士は、他人が作成した情報としての他人の主張を検証し、それを用いて意思決定を行う人々に対して、その信頼性に関わる保証を提供することを業務とする。従って、会計士のこの保証に関わる業務の存在意義は、他人が作成した情報を、利用者のために、その有用性を高める点にある。これまで、主として、会計士が保証を提供してきた情報は、過去の財務諸表に関わるものであったが、会計士の評判と職業意識が高まるにつれて、過去の財務諸表以外の主張に関わる保証提供の依頼を受けるようになった。その結果、会計専門職は、過去の財務諸表のみならず、多くの情報に保証を提供する専門職業に発展したのである。現在、会計士は、企業の内部統制の有効性、その事業活動および業績に関わる報告、コンピュータ・ソフトウェアの特質、そして、法律、規則、および契約条件の遵守に関わる主張などの情報について保証を提供している。

このような状況に対応するために、AICPAが、1994年に設置した「保証業務特別委員会」（通称 エリオット委員会）は、カナダ勅許会計士協会（CICA）と共同で行った調査研究により1996年に、① 高齢者介護、② 健康・医療サー

---

<sup>2</sup> *Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting, "Improving Business Reporting— A Customer Focus"*, 1994, Chapter 7

ビス提供機関の業績測定、③ 電子商取引、④ リスク評価、⑤ 情報システムの信頼性、⑥ 事業の業績測定、から構成される6種類の「保証業務」(Assurance Engagement)を開発した。しかし、この「保証業務」は、従来、会計士が提供してきた「保証に関わる業務」とは異なるので、どのような性格を付与すべきかが重要である。

CICAは、1997年に、「保証業務基準」を新たに公表することで対応し、AICPAは、既存の「証明業務基準」を改正することで対応し、国際会計士連盟(IFAC)は、CICAと同様に、「保証業務基準」を新たに公表する方向で対応するために、2回の「公開草案」を発表後、2000年に保証業務を国際監査基準100として公表し、そして、わが国は、周知のように、2004年11月に企業会計審議会から「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」を公表している。

そこで、本論稿は、「伝統的非監査業務」を中心として、「非監査業務」における会計士の法的責任を検討することを目的とする。本稿においては、「伝統的非監査業務」として、「調製」と「レビュー」を想定し、伝統的非監査業務以外の非監査業務(以後「その他の非監査業務」という)としては、エリオット委員会が開発した6種類の保証業務を含む保証業務を、想定している。

なお、論述は、保証水準が異なる業務を会計士が提供した場合に、その法的責任が異なるか否かの分析を、主として、二つの文献、すなわち、Albert D. Spalding[1993]<sup>3</sup>と、A. L. Kozlowski[1988]<sup>4</sup>、ならびに、一つの先行研究、すなわち、山浦久司[2000]<sup>5</sup>に基づいて行われる。ここにおいては、既に判例が存在する「伝統的非監査業務」についての会計士の法的責任の分析を行い、それを踏まえて、未だ判例が存在しない、「その他の非監査業務」に関わる会計士の法的責任の手掛かりを得ようとするものである。

---

<sup>3</sup> “An Analysis of Statements on Standards for Accounting and Review Services No.1”, *Research in Accounting Regulation*, Volume 7, 1993年, pp.81-93

<sup>4</sup> “accountants’ Liability for Unaudited Historical and Prospective Financial Statements”, *San Diego Law Review*, Vol. 25-757, 1988, p.769

<sup>5</sup> 「保証業務に伴う会計士の法的責任」、『会計士情報保証論』、中央経済社、2000年

## 1. はじめに

会計士の伝統的な機能は、財務諸表は適正に表示されているという意見を表明する報告を可能にする財務諸表の検証を行うことである<sup>6</sup>。会計士が提供する最高水準の業務として、検証行為は、高い報酬につながる広範な監査手続の適用を会計士に要求する。激しい競争と経済の進展により、中小企業でも債権者や投資家からの資金を必要とするに至っている。債権者や投資家は、企業の財務諸表は、適正に表示されているという会計士の保証を要求するが、中小企業は、一般的に、財務諸表の完全な検証を受ける程の資金的余裕がない。この結果、多くの債権者や投資家としての第三者は、「一般に認められた監査基準（GAAS）」に準拠した監査が提供する保証よりも低い新しいタイプの限定された保証を受け入れるようになった<sup>7</sup>。ジェンキンス報告書は、「より小規模の閉鎖会社は、監査費用が重大な関心事となる場合、あるいは利用者がリスクを低いと知覚している場合、年次財務諸表の監査の代わりにそのレビューを手配する」と述べている<sup>8</sup>。

多くの会計士は、財務諸表に様々の未監査手続を適用して中小企業の要求に対応するようになり、財務諸表は未監査であったとしても、保証の水準を記載した報告書を債権者や投資家に発行するようになった。この時期、AICPAは、大企業の財務諸表に対する検証の基準を公表していたが、これは、非監査業務の適用を対象としたものではなかった。また、非監査業務報告書における会計士の調査の水準を、社会一般の人は、その報告書で明記されているよりも高いと感じていたようである。つまり、非監査業務で会計士に要求される注意義務の水準に関して、会計専門職、一般社会、裁判官との間には意見の一致は存在しなかった。そこで、AICPAは、1979年に、未監査の歴史的財務諸表に関して会計士が適用する2種類の業務を規定する「会計及びレビュー業務基準書」（*Standards for Accounting and Review Services No.1 : SSARS No.1*）1号を公表

<sup>6</sup> 1972年における当時の八大会計事務所の財務諸表監査からの収入は、全収入の58%から78%であったと報告されている。Kozlowski[1988] p.757

<sup>7</sup> D. Carmichael & J. Willingham, *Perspectives in Auditing* p.422, 1985、以後 Carmichael[1985]

<sup>8</sup> AICPA[1994], *the Jenkins Report*, Chapter 7

したのである。

また、1980年代に入ると将来財務諸表に対する関心が高まってきた。債権者や投資家は、その意思決定に将来が重要な影響を与えるという理由から過去の情報よりも将来の情報に関心がある。この将来財務諸表に対する関心の増加は、検証した企業の経営破綻により財務諸表利用者が損害を蒙った場合における、法的訴訟の可能性を増加させている。つまり、将来財務諸表に関わる業務を提供する会計士に要求される注意義務の水準についても、混乱が存在したので、AICPAは、1985年に、「将来財務情報に関わる会計士業務の基準書」(*Statement on Standards for Accountants' Services on Prospective Financial Information: SSASPF1*)を公表した。この基準の下で、会計士は、「調製」「検証」、「合意された手続」の3種類の業務だけを提供することができる(将来財務諸表のレビューを行うことを基準は認めてはいない)。将来財務諸表に関わる非監査業務において会計士が引き受ける責任の水準は、歴史的財務諸表に関わる非監査業務において会計士が引き受ける責任と類似するので、歴史的財務諸表に関わる会計士の責任で行われるのと同様の法的議論を、将来財務諸表にも適用可能である。非監査業務における会計士の責任は、会計士に要求されている注意義務の水準、並びに、財務諸表の利用者が会計士の過失に対して、訴訟原因を有するか否かに依存する。

本論稿では、歴史的及び将来財務諸表に非監査手続を適用した際に過失を犯した会計士に関わる2種類の法的問題が取り上げられる。最初の論点は、非監査業務に関わるAICPAの基準は、合理的な注意義務の基準として、裁判所が利用可能な程度に十分に規定されているか否かである。判例は、AICPAの基準を、非監査業務で会計士に要求される注意義務の水準の決定要因としては認めていないようである。しかし、筆者は、裁判官は、AICPA等の基準を、原則的には、会計士が準拠すべき注意義務の基準として、受け入れるべきであると主張する。AICPAの基準を原則的に受け入れることで、裁判官は、必要とされる注意義務を決定するために異質の基準に依拠してしまうリスクを減ずることが可能になるのではなかろうか。

次いで、非監査業務における会計士の責任は、直接的契約関係のない第三者に及ぶのか否かという論点がある。筆者は、すべての非監査業務において、契

約関係のない第三者が会計士の過失責任を追及することができるとする立場に立ち、その範囲は、政策的要因を含む種々の要因の比較衡量に基づき決定すべきであると主張する。さらに、筆者は、州の立法府が、適用する業務のタイプ別に明確な過失の規準を法定するという提案及び会計士は、非監査業務の利用者に対して、財務諸表におかれるべきではない信頼の水準を示す必要があるという提案に首肯するものである。このようにすることで、非監査業務の制限に関して、企業と一般社会を啓蒙することが可能になるであろう。そこで、非監査業務に従事する会計士の責任に関わる裁判所の判断を歴史的に検討する手法で論述を展開する。

## 2. 非監査業務に対する会計士の責任

### A. 判例の動向

財務諸表は未監査であると会計士が記載しても、裁判官は会計士に対する責任を追及するようである。この理由の一つに、非監査業務に対して、会計士が引受ける実際の責任とその外観との「期待ギャップ」がある<sup>9</sup>。裁判官のみならず財務諸表利用者も、当事者が非監査業務契約を結んでも、会計士は、若干の監査手続を適用する必要があると信じていた。非監査業務において、会計士が損害賠償責任を追及された初期の事件として、1969年に「テナント社対マックス・ローゼンバーグ社事件」( *1136 Tenants Corp. v. Max Rothenberg & Co.* ) が起こっている。この事件において、裁判所は、6百ドルの費用で「調製業務 ( compilation )」を請け負った会計士が約24万ドルの横領を摘発しなかったという理由で、クライアントに対して責任があるとの判断を下した。すなわち、クライアントの従業員が「支払を行なった」と主張する請求書が紛失しているのを、会計士が認識していたという事実に着目し、「たとえ、監査業務の契約を結ばなかったとしても、紛失した契約書や疑わしい状況を考慮しなければならない」との判断が下された。

会計専門職は、ローゼンバーグ法廷が、「調製業務」に対して「一定の手続」( *onerous procedures* ) を要求したことに当惑することになった。なお、同法

---

<sup>9</sup> Carmichael[ 1985 ] p.430

廷の裁判官のなかには、単純な「調製業務」において、潜在的に疑わしいすべての状況を調査し、それをクライアントに報告することを要求するのは、「記帳業務」を「不正摘発業務」(criminal detection)にまで拡大するに等しいと反対意見を唱える者があった。しかし、ローゼンバーグ法廷は、業務の性格が当事者により具体的に明らかにされていない場合において、会計士が適用すべき業務の水準を規定したものと解する議論がある (Kozlowski [1988])。

アイオワ州最高裁は、1969年に提起された「ライアン対ケイン事件」(*Ryan v. Kanne*)において、非監査業務に関わる会計士の責任を契約関係のない第三者にまで拡大した。融資を必要とするクライアントが融資要件を充たすために会計士と契約を結んだこの事件において、契約の目的は、買掛金の正確な金額を確定することであった(一種の合意された手続契約)。会計士が作成した財務諸表には、未監査と明記され、実際に適用された手続も記載されていた。しかし、会計士は、行うべき具体的業務を記載した業務契約書を入手しなかった。裁判官は、監査済み財務諸表と未監査財務諸表とを区別する専門会計職の基準並びに、そこにおいて、会計士が引き受ける責任の水準が異なることを認めずに、会計士の責任は、否定した信頼性で決まるのではなく、適用した業務に依存すると判示した。

1972年の「ブレイカリー対リサク事件」(*Blakely v. Lisac*)において、連邦地方裁判所は、未監査の記帳業務においてさえ、会計士は、提供された数値に対して最低限の調査義務があると判示して、非監査業務に従事する会計士に対して、監査手続に類似する追加的手続の必要性を指摘している。

## B. SSARS 1号

前述した判例の結果、現存の基準は陳腐化していると<sup>10</sup> 認識した会計専門職は、1979年に、歴史的財務諸表に対する2種類の非監査業務としての「調製」と「レビュー」を規定するSSARS 1号を公表した。この基準書では、「調製」は、財務諸表にいかなる保証も提供することなく、経営者の陳述である情報に基づ

---

<sup>10</sup> 唯一の公表された基準として、「監査手続書 38号：SAP No.38」[1967]が存在し、会計士は、未監査の財務諸表に対してはいかなる監査手続も適用する責任はない旨が規定されていた。

き財務諸表を作成する業務であり、一方、「レビュー」は、質問及び分析的手続を適用し財務諸表をGAAPに準拠させるために行わなければならない重要な修正を認識しなかったという限定された保証を表明する合理的基礎を入手する業務である、と規定されている<sup>11</sup>。

「調製」及び「レビュー」の目的は、「一般に認められた監査基準（GAAS）」に準拠して行われる「検証」の目的とは大いに異なる。財務諸表の利用者が、財務諸表に関して会計士が引受けている責任の程度を識別できるように、SSARS 1号は、適用手続と提供保証水準を記載した報告書の発行を会計士に義務づけている<sup>12</sup>。

また、クライアントの「将来財務諸表」（prospective financial statements）に関わる会計士の関与の増加は、業務の詳細な内容と水準の必要性を高めるようになったので、AICPAは、1985年に、「将来財務情報に関わる会計士業務の基準書（SSASPI）」を公表した。ここでは、「検証業務」に加えて、「調製」と「合意された手続」の2種類の非監査業務が規定されている（将来財務諸表に対するレビューは認められていない）。

将来財務諸表の「調製業務」において、会計士は、将来財務諸表がAICPAのガイドラインに準拠しているか否か及び「基礎となっている仮定」（underlying assumption）は明らかに不適切か否か判定を要求されており、これに加えて、将来財務諸表の調製及びそこでの仮定に関しては、いかなる結論も表明しないし、いかなる保証も提供しない旨を記載した報告書の発行を義務づけられている<sup>13</sup>。将来財務諸表に係る、「合意された手続」（Agreed-upon procedures）業務は、特定されている利用者の要求次第で、限定されたものとなる場合も広範なものとなる場合もあるが、会計士は、適用手続及びそこでの所見事項を記載し、配布を特定の当事者に限定する旨を述べた報告書の発行を義務づけられている<sup>14</sup>。

---

<sup>11</sup> SSARS No.1, par.4

<sup>12</sup> *ibid.*,

<sup>13</sup> SSASPI par.10

<sup>14</sup> *ibid.*, par.51



### 3. 専門職の注意義務の基準としてのAICPAの基準

#### A. 未監査の歴史的財務諸表

判例は、専門職の注意義務の基準として、SSARS 1号を裁判所が受け入れるか否かについての結論については明文をもつて表明してはいない。1984年の「ロバート・ウーラー社対フィダリティー銀行事件」(*Robert Wooler Co. v. Fidelity Bank*)において、会計士は、従業員の不正を結果するに至った内部統制の欠陥を経営者に報告しなかったという理由で、非監査業務としての「レビュー業務」(内部統制に係る調査は要求されていない)であるにもかかわらず、責任を追及された。

会計士は、クライアントの内部統制の評価については経営者と何の契約も結んではいなかったし、レビュー報告書においても、内部統制に関わる言及を行わなかった。その理由は、GAASは、監査業務に対して、内部統制の調査及び評価を要求しているが、SSARS 1号は、レビュー業務に対して、内部統制の調査及び評価を要求していないし、標準的レビュー報告書において、レビューはGAASに準拠した監査に比較して範囲が相当に狭い旨の記載が行われているからである。

ロバート・ウーラー法廷は、レビュー報告書が会計士業務の範囲に関して、明確な記載をしているのに、会計士の責任を免ずることなく、非監査業務を引き受けたことにより、会計士は、同業の他の会計士が所有するのと同程度の技能の行使を引き受けたことになると判示したのである。これでは、AICPAが公表している注意義務の基準ではなく専門家の証言という主観的な意見に依拠したことになる。すなわち、すべての専門家の行為に適用される注意義務の基準として確立されている、クーリーの原則を引用したのである<sup>15</sup>。

ロバート・ウーラー社事件の判決の特異性は、非監査業務としてのレビューにおいて、通常適用されない手続を要求したこと、つまり、契約で同意した以

<sup>15</sup> 特殊技能が要求される雇用関係において業務を提供する場合には、同じ専門職の他の者が保有するのと同程度の技能を保有していると見なされる。従って、それが根拠のないものである場合には、特殊技能を信頼して雇用関係を結んだ依頼人に一種の不正を働いたことになる。Thomas M. Cooley、*Treatise on the Law of Torts*、pp.335-336

上の手続を会計士に求めた点にある。この結果、会計士は、もっと時間をかけて業務を行うようになり、それは、契約金額の上昇をもたらし、費用のかかる監査契約を結ぶ余裕のない企業に対して低い費用で限定された保証を提供するレビュー業務の長所を奪うことになった。非監査業務から生じた過失責任を会計士に負わせる判例は、ロバート・ウーラー社事件に限られるわけではない。

クライアントが提供した情報に基づき未監査財務諸表を作成する契約から生じた、1982年の「スフウエア社対アレキサンダー・グラント社事件」( *Spherex, Inc. v. Alexander Grant & Co.* ) においては、会計士が作成した過誤ある財務諸表を信頼して損害を蒙った第三者が、原告として、訴訟を提起した。

同法廷は、未監査財務諸表に表示されている情報の実質的正確性を会計士は検証していると第三者が信じたとしても、それは非合理的な行為ではないという論拠に基づき、財務諸表には未監査と記載されていたが、会計士に責任を負わせたのである。さらに、財務諸表は未監査である旨の記載は合理的注意義務を会計士が行使する義務を免責にするものではなく、行使されなければならない注意義務は、業務の範囲に関わる当事者間の相互理解に基づかなければならないことが示された。

SSARS 1号に関して裁判所が言及し、監査とレビューの違いを示す端緒となり、非監査業務に係る会計士の過失責任が否定された、1987年の「ウィリアム・イセリン社対ランドー事件」( *William Iselin & Co., Inc. v. Landau* ) において、ファクタリング業に従事する原告は、その財務諸表に対してレビュー業務を適用された企業が破産したとして、会計士を相手に訴訟を提起した。会計士のレビュー報告書には、財務諸表は未監査であること、その適正性に関して意見を表明しないことが記載されており、加えて、原告が破産企業の財政状態を独自に分析していた状況を斟酌して、ニューヨーク最高裁の控訴部( *New York Supreme Court Appellate Division* ) は、会計士には過失は存在しないと判示し、次の三つの理由を挙げている。

- (1) 会計士はレビューのみを適用し、監査業務を行わなかったため、原告は財務諸表を信頼すべきではなかった。
- (2) 原告は破産会社の財務諸表に対して独自の分析を行っているため、財務諸表を信頼しなかったはずである。

- (3) 会計士と原告との間には顕著な関係は認められなかったため、原告は、会計士と直接的契約関係にあると推定することはできない。

ランドー法廷は、レビュー業務と監査業務における注意義務の違いを受け入れたと解されており、これは、また、注意義務を判定する指針として、SSARS I号を裁判所が認めたことを示唆するものであると評価されている。しかし、ランドー事件における裁判所の判断をこのように解釈することに関しては、次のような問題点があると指摘する見解がある<sup>16</sup>。

- (1) 原告は破産会社に対して独自の分析を適用しているため、会計士の報告書に対する信頼は、なかったとの推定を生じたのではないか。
- (2) さらに、裁判所は、SSARS I号をはっきりと言及していないため、正当な注意義務の水準として専門会計職の基準を認めたか否かは不明である。
- (3) 契約関係（契約関係を推定するに足る顕著な関係を含む）のない場合、ニューヨーク州においては、会計士の過失責任を第三者に拡大することは全面的に禁止されているため、ここで判示された監査とレビューの区別は傍論（dictum）であり、将来の判例になり得るか否かについては疑問である。つまり、ランドー事件においては、会計士に過失があったとしても、契約関係の法理が適用されるニューヨーク州では、第三者としての原告に対して会計士は責任を負担する義務は存在しないのである。

ランドー事件以降においても、行使すべき正当な注意義務の水準は明白にされてはいない。その理由は、裁判所は、責任の追及を回避するために会計士に要求される注意義務の水準が明白にされないとの批判があるにもかかわらず、「専門家としての会計士の証言」（expert accountant witness）を拠り所とする伝統的方式を放棄することについては消極的であるからである。

なお、実務上、行使すべき注意義務に関して、判例で確認された基準が存在しないという状況に直面すると、会計士は、レビューや調製業務で適用する手

---

<sup>16</sup> Kozlowski[ 1988 ] p.768

続を拡大し、追加費用をクライアントに負担させるようになるため、企業は、その費用増加に耐えきれず、会計士による財務諸表に対する未監査業務としてのレビューを断念するようになる。こうした事態は、中小企業に対する融資やその発展にとって、好ましい現象ではないので、裁判所は、不当行為責任を回避するために必要な最低限の基準を判定する客観的規範として会計専門職が公表しているSSARS 1号を、必要ならば、若干の修正を加えて受け入れるべきであろう。

## B. 未監査の将来財務諸表

歴史的財務諸表と異なり、将来財務諸表に対する会計士の一つの関与としての「財務予測 (Financial forecasts)」及び「財務見通し (Financial projection)」に係る会計士の非監査業務としての調製業務においては、行使すべき注意義務の水準についての最低限の法的解釈が行われた判例が存在する。歴史的財務諸表と将来財務諸表との間に存在する類似性を考慮すると、裁判所は、未監査の歴史的財務諸表を作成する場合において要求される会計士の注意義務の水準に関しても、もっと確立した法的原理を作成することができるのではなからうか<sup>17</sup>。

ジェンキンス・レポートは、監査人の将来財務諸表に関する報告は、公開会社に対しては比較的稀であるが、閉鎖会社に対してはやや頻繁に行われていると報告している<sup>18</sup>。そして、監査人の将来財務諸表に関する報告が比較的稀な理由として、公開会社が公の報告書に将来財務諸表を含むことは稀であること、及びSECが将来財務諸表に関して最高水準の保証レベルでの報告しか認めないことが挙げられている<sup>19</sup>。

1985年の「マルゴリー対ランデー事件」( *Margolies v. Landy & Rothbaum* )において、被告会計士は、監査手続を適用することなく、原告が所有する企業の売却価格を決定するために、将来財務諸表に関わる非監査業務としての調製業務契約を結び、「財務見通し」の手法を用いて予測利益を作成した。しかし、

---

<sup>17</sup> Kozlowski [ 1988 ] pp. 768-769

<sup>18</sup> AICPA [ 1994 ]

<sup>19</sup> *ibid.*

企業を譲渡した後になって、実際の利益はその予測利益を遥かに上回ることが判明したために、原告は、過失ある利益の見通しによって、企業の売却から得ることができる利益の減少をもたらしたと主張して、会計士を相手取り訴訟を提起した。

裁判所は、会計士が監査業務に従事する場合には、医師や弁護士のような他の専門職と同様に「高い注意義務の水準」が要求されるが、当該「財務見通し」における会計士の報告書には「未監査」と記載されていたために、会計士が引き受ける「注意義務の水準」は低くなったと述べ、会計士が引き受けた責任(業務)の性格は、すべての不当行為裁判で考慮されるべき要因であると指摘した。かくして、原告及び被告は、会計士に過失があったか否かを判定する事実認定を行うために専門家の証言を依頼することになったのである。

マルゴリー法廷は、注意義務の水準が充足されなかったか否かを判定するために、専門会計職が公表している基準ではなく、他の会計士による専門家としての証言に依拠する伝統的で主観的な手法を適用したもののだが、報告書に未監査の旨を記載したことにより、少なくとも、部分的に、会計士の不当行為責任は救済されたと判示している。従って、監査業務と非監査業務とに関して、一線を画したということは、裁判所が、少なくとも、将来財務情報に関わる非監査業務において、会計士が正当な注意義務を行使したか否かを判断するための最低限の基準として *SSASPII* に AICPA が記載している基準を認めたことを示唆するものであると評価されている<sup>20</sup>。

#### 4. 非監査業務における会計士の対第三者責任

会計士の対第三者責任のリーディング・ケースとして、しばしば引用される 1931 年のウルトラマーレス社対トーシュ事件 (*Ultramares Corp. v. Touche*) において、カードゾ判事 (Justice Cardozo) は、付随的受益者にすぎない第三者に対する会計士の過失責任を、「契約関係の法理 (privity doctrine)」を導入して、否定している。ウルトラマーレス法廷は、監査業務を取り扱ったものだが、ここで展開された議論は、非監査業務における会計士の関与の場合にも適

---

<sup>20</sup> Kozlowski [ 1988 ] p.769

用可能である<sup>21</sup>。すなわち、カードゾ判事は、もしも、第三者に対する会計士の過失責任を認めた場合には、不注意によるちょっとしたミス、失敗、偽りの記載によって、未確定の人々に対して、未確定の期間、未確定の金額の責任を負担する恐れがあり、営業上の危険が大きすぎるという、会計士保護の政策的配慮を示し、さらに、契約関係のない第三者に対する、製造業者の過失を原因とする物的損害賠償責任の論理を、会計士の過失を原因とする経済的損害賠償事件に適用するのは、不適切であると主張している。

しかし、その後の経済環境や消費者権利意識の変化などを受けて、次のようなさまざまな非監査業務における会計士の対第三者責任論が主張されるようになった。

#### A. 修正された契約関係の法理 (Modified Privity Approach)

前述のように、ランドー法廷は、ウルトラマーレス法廷が確立した「契約関係の法理」を若干修正した1985年のクレジット・アライアンス対アーサー・アンダーセン社事件 (*Credit Alliance v. Arther Andersen & Co.*) での判決に依拠して、非監査業務としてのレビューにおける会計士の責任を第三者に拡大しなかった。所で、クレジット・アライアンス法廷は、会計士の責任を第三者に拡大するには次の三つの規準を充足しなければならないと判示している (65 N.Y. 2d 536, 483 N.E. 2d 110, 493 N.Y. 2d 435 [1985])。

- (1) その報告書が特定目的で使用されることを会計士が認識していること。
- (2) 特定の第三者が信頼を意図していること。
- (3) 特定された第三者の報告書への信頼を会計士が認識していたことを裏付ける何らかの行為が会計士側に存在すること。

クレジット・アライアンス法廷は、ウルトラマーレス法理を重要に変更することを試みたわけではない。それどころか、カードゾ判事が確立した英知と方針を維持したのである。つまり、同法廷の判断は、会計士の責任は、契約関係がない限り、付随的受益者に過ぎない第三者に対して拡大されるべきでは

---

<sup>21</sup> *ibid.*, p. 770

ないというウルトラマーレス法理に完全に対応するものではないが、契約関係の法理の体系に属する法理である（*ibid.*, at 545、483 N.E. 2d at 119、493 N. Y. S. 2d at 444）。

1987年の「トロー社対クロウゼ・ケルン社事件」（*Toro Company v. Krouse, Kern & Company, Inc.*,）でも、第七巡回裁判所（Seventh Circuit）は、クレジット・アライアンス法廷が導入した「修正された契約関係の法理」を採用し、経済的損害と物的損害とを区別する政策的理由を再び判示した。そして、同法廷においては、契約関係のない場合、会計士に物的損害とは異なる経済的損害に対する責任を負担させるべきではないと主張された。このように、会計士の対第三者責任を制限する法理としての「修正された契約関係の法理」を採用する州が存在することになる。

## B. リステートメントの法理（Restatement Approach）

会計士の対第三者責任に関して裁判所が採用する法理としての、「リステートメントの法理」は、「契約関係の法理」を廃して、会計士の責任を「具体的に特定した第三者」（third parties specifically foreseen）にまで拡大する。

ニューハンプシャー州最高裁は、既述の1982年のスフウエアー対アレキサンダ・グラント社事件において、この法理を採用し、不適切に作成された未監査財務諸表に対する会計士の対第三者責任を肯定し、ウルトラマーレス法理として確立されている「契約関係の法理」を次の二つの理由から援用しなかった。

- (1) 過失を犯した被告会計士が第三者としての原告を認識している場合には、その特定されている第三者に対する会計士の損害賠償責任を認めないわけにはいかないこと。
- (2) 現在の会計手続の複雑性及び会計士が財務並びに投資の分野で果たしている重要な役割は、1931年に確立されたウルトラマーレス法理による法的保護の環境とは異なるものになっている。

また、同法廷は、会計士の過失責任と製造業者の厳格な製造物責任には類似性があるとし、製造業者と同様に、会計士は、行為の影響を、注意義務を行使することで統制できる立場にあるし、損害賠償費用を補填するための保険費用

もクライアントに転嫁できる立場にあると指摘する一方、会計士の対第三者責任を画する限界として、不法行為に関わる第二次リステートメントの552条に依拠すべきであると主張した（情報が伝達されると合理的に予測される範囲を超えた責任を法は課すべきではない）。

会計士が未監査で財務諸表を作成する契約に関わる1979年の「シードケム社対サフラネック事件」(*Seedkem, Inc. v. Safranek*)において、被告会計士は、非監査業務である財務諸表調製業務に従事した。会計士が調製した財務諸表では、原告債権者とクライアントとの関係が確認されていた。

原告は、不適切に作成された財務諸表は過失に基づくとして会計士に対して訴訟を提起した。作成された財務諸表では、原告である債権者とクライアントとの重要な関係が確認されていたので、連邦地方裁判所（Federal District Court）は、ネブラスカ州法を適用し、原告の財務諸表への信頼を会計士は認識していたとし、契約関係がないことを理由とする被告会計士による訴訟無効の抗弁を棄却した。

加えて、裁判所は、会計士の責任を認定する先例としての契約関係の法理は時代遅れの制限的な法理であると判示した。さらに、同裁判所は、リステートメント法理は、監査済み財務諸表を含む過失訴訟においてのみ適用されるものであり、非監査業務としての調製業務に係る過失訴訟には適用されないとする被告会計士の抗弁も、棄却した。

### C. 利益衡量の法理 (Balancing Test Approach)

専門職の不当行為を判断するために種々の政策と事実を配慮する三番目の法理としての「利益衡量の法理」は、1958年の「ピアカンジャ対アービング事件」(*Biakanja v. Irving*)で初めて適用された。当事件は会計士の責任が問われた事件ではなく、遺言状の作成について適切な証明（proper attestation）を誤った公証人（notary public）の責任が問われた事件である。裁判所は、「契約関係の法理」を用いることなく、代わりに、次のような種々の要因の利益衡量により専門家の対第三者責任の範囲を判断すべきとする法理を採用して、公証人の責任を肯定した。



- ① 将来の不当行為の抑止効果 ( the policy of preventing future harm )
- ② その行為が原告である第三者に与える影響の程度 ( the extent to which the transaction in question was intended to affect the plaintiff )
- ③ 原告に対する 加害の予見可能性 ( the foreseeability of harm to the plaintiff )
- ④ 損害発生の確実性 ( the degree of certainty that the plaintiff was injured )
- ⑤ 被告の行為と原告の損害の近接性 ( the proximity between the defendant's conduct and the plaintiff's injury )
- ⑥ 会計士の行動における道義性 ( the moral blame attached to the accountant's conduct )

1973年の「アルマ・クラフト社対エルマー・フォックス社事件」( *Aluma Kraft Manufacturing Co. v. Elmer Fox & Co.* ) においては、「契約関係の法理」を超えて会計士の対第三者責任を追及するために上述の「利益衡量の法理」が採用された。同法廷においては、ピアカンジャ法廷と同様に、(1)その行為が原告に与えた影響、(2)加害に関する予見可能性、(3)損害発生の確実性、(4)被告の行為と原告の損害との近接性のような要因の比較衡量を行い、会計士に対する責任が肯定された。

過大評価された資産を含む監査済み財務諸表を信頼して2百万ドルの融資を行い、その融資先が倒産をしたことにより被害を被った原告が過失に基づく不実記載を理由として会計士の責任を追及した1986年のラリタン・リバー・スチール社対チェリー・ベッケルト・ホーランド事件 ( *Raritan River Steel Co. v. Cherry, Beckaert & Holland* ) において、ノースカロライナ州控訴裁判所は、原告は会計士とクライアントとの契約の「意図された第三者受益者」( intended third party beneficiary ) であるから「契約関係の法理」が準用されると判示した。さらに、同法廷は、監査済み財務諸表に対する信頼の要件を充足していないが、融資を行い被害を被った他の原告債権者に対しても、契約の第三者受益者でないが、過失を犯して監査を行った会計士に対する訴訟原因を有すると判断している。

責任の基準を論ずるにあたり、裁判所は、「リステートメントの法理」は潜

在的な原告を人為的に制限するものであるから契約関係の法理に類似するとして採用しなかったし、また、「合理的に予見可能な第三者の法理」は損害賠償責任の拡散につながるとして、やはり、採用せずに、「利益衡量の法理」を既述の理由に基づき採用した。

なお、この判例は、監査業務における会計士の対第三者責任を論じたものだが、裁判所は、非監査業務における会計士の対第三者責任を判断する場合についても、この判例が展開している「利益衡量の法理」を適用することもあり得るし、また可能でもあると述べる論説がある<sup>22</sup>。

筆者も、会計士の対第三者責任の範囲を、具体的に特定された第三者と合理的に予測可能な第三者との間に据え、種々の利益衡量に基づき会計士の対第三者責任を判断する「利益衡量の法理」に首肯するものである。

#### D. 合理的に予見可能な第三者の法理

契約関係のない合理的に予見可能な第三者までもが会計士の過失責任を追及できるとする判例も現れている。この合理的に予見可能な第三者の法理を生み出す先駆的研究は、ウィーナー（H.B.Wiener）の「ウルトラマーレス法理が形成された1931年の社会とは今日の社会は大いに異なってきた。従って、契約関係がないことを理由として会計士の責任を制限する時代は終り、会計士は過失ある監査報告書を信頼して損害を蒙ったすべての人に対して責任を負担すべきである」との主張に見ることができる<sup>23</sup>。

「合理的に予見可能な第三者の法理」は、1983年の「ローゼンブルーム社対アドラー事件」(*Rosenblum Inc. v. Adler*)で始めて適用された。ニュージャージー州最高裁は、「独立監査人が財務諸表に対する監査意見を何の留保をつけることなく交付した時には、かれは通常の事業目的で会社から財務諸表の交付を受けるであろうと合理的に予見されるべきすべての者に対して、その者が共同事業目的に関連して財務諸表を信頼した限り責任を負う」と判示した。

1986年の「インターナショナル・モーゲッジ社対ジョン・バトラー会計事務

---

<sup>22</sup> *ibid.*, p.770

<sup>23</sup> H.B.Wiener, “Common Law Liability of the Certified Public Accountant for Negligent Misrepresentation” *San Diego Law Review* [1983]

所事件」( *International Mortgage Co. v. John p. Butler Accountancy Corp.* )において、カリフォルニア州の上訴裁判所は、会計士は、不動産会社の財務諸表に譲渡抵当が記載されていないことの発見を怠ったことについて債権者に対して責任を負わなければならない、それはたとえ債権者が初めて不動産会社と接触したのが、監査報告書の発行後であっても同様であると判示した。かくして、過失ある財務諸表を信頼した合理的に予見可能な第三者に対しても、会計士は注意義務を負担することが示された。

同法廷は、現代社会における会計士の役割は、変化しており、ウルトラマーレス法理として確立されている「契約関係の法理」は、もはや適用することはできないとし、財務諸表に意見表明を行い、クライアントの財政状態を分析する監査人としての会計士の役割は、「公的信頼」( public trust )を醸成し、このことは、株主、債権者、クライアントの財政的側面に関与する他の人々が監査済み財務諸表に信頼を寄せるであろうことを会計士が認識する必要性を要求するものである、との判断を示した。

「合理的に予見可能な法理」を会計士の非監査業務に適用した判例はまだまだ存在しない。それでは、非監査業務の分野において会計士の責任を拡大する賛否両論についての考察を行うことにする。

## 5. 非監査業務における会計士責任を拡大する視点と制限する視点

非監査業務における会計士の責任も監査業務における会計士の責任と同様に拡大せよと主張する議論には、基本的に以下の四つの視点がある。

- (1) 財務諸表における虚偽記載の責任を一般の人々に負わせるのは不適切であるとする見解 ( スフェア社対アレキサンダー・グラント社事件 [ 1982 ] )
- (2) 拡大した責任を会計士に負担させることにより会計士の業務水準を向上させることができると主張する見解
- (3) 会計士は、損害が生じた場合、保険を通じてそれを拡散することが可能であるという見解
- (4) 会計士が引き受けなければならない責任の範囲の拡大は、「財務問題に関する警察官」( financial policeman )として、特別の注意義務を負担す

べきであるという「公的な要請」(public perception)に基づくものであるという見解

ちなみに、1984年の「合衆国対アーサー・ヤング社事件」(*United States v. Arthur Young & Co.*)で、合衆国最高裁は、会計士の契約関係を越えた「公的責任論」を、次のように言及している。

会社の財政状態を集合的に描写する公表された報告書を証明することで、会計士は、クライアントとの契約関係を越えた公的責任 (*public responsibility*) を引き受けていることになる。このような特別の機能を担う会計士は、投資家のみならず株主、債権者に対しても究極的責任を負担しなければならない。

この「公的責任」の概念によって、「契約関係の法理」を超えて第三者が会計士に対して過失責任を問う論拠を、監査業務のみならず非監査業務においても提供すると解されている(1982年のスフエア社対アレキサンダー・グラント社事件、1986年のインターナショナル・モーゲッジ社対ジョンパトラー会計事務所事件)。

一方、前述の会計士の非監査業務における責任拡大論の各々の視点に対しては、以下の反論が存在する。

- (1) 財務諸表の監査業務と非監査業務としての「レビュー」及び「調製」とにおける基本的区別の存在は、会計士の責任における異なる水準を正当化するものであるという見解。つまり、監査業務において、会計士の報告書は、財務諸表が適切か否かに関わる意見を表明するので、財務諸表における虚偽記載のリスクを会計士に負担させるのは適切であるのに対して、非監査業務において、会計士の報告書は、財務諸表に対する意見を表明しない旨を記載しているので、会計士は、財務諸表における虚偽記載のリスクを全面的に引き受けない旨を利用者に言明したことになる。従って、未監査報告書を受け入れることにより、投資家及び債権者は財

務諸表における虚偽記載の責任を負担しなければならないと主張する見解である。

- (2) 会計士の非監査業務における責任を拡大することは、会計士が非監査業務に従事しなくなる可能性が生じると主張する見解。AICPAが未監査業務としてのレビューや調製に対して公表している基準よりも高い基準もしくは監査に対して公表している基準を非監査業務に要求するならば、会計士は財務諸表に対するレビュー業務や調製業務を引き受けなくなるであろうという主張である。
- (3) 会計士に対する訴訟の増加は、医者や弁護士の場合において、すでに生じているような損害賠償保険制度における危機を招く可能性があるという見解。つまり、増加する保険費用は、非監査業務を要求する中小のクライアントに転嫁されるので、その費用増加に耐えきれない中小の会社は会計士の非監査業務を受けることができなくなる。これは、債権者や投資家からの資金の入手を困難にし、中小会社の経営破綻を招くことになるとする主張である。
- (4) 財務問題に関する警察官としての役割は会計士よりは連邦や州の規制当局に任せたほうが適切であるとする見解。財務問題に関する警察官としての役割を会計士に負担させることは、会社の財務に関わるすべての問題を、会計士が引き受けるという誤った認識を一般に与えるという主張である。
- (5) 会計士に対する責任を拡大するために裁判所が形成した法理は、「厳格な製造物責任の法理」( strict products liability doctrines ) を誤って適用したものであるという見解。製造物責任の法理を経済的損害に係る会計士の対第三者の過失訴訟に裁判所が適用することは不適切であるとする主張である。

### Ⅲ 専門職業基準としてのSSARS 1号の検討

1979年12月以前において、未監査財務諸表の分野でAICPAの基準として、唯一存在したのが、「監査手続書」( *Statement on Auditing Procedures : SAP* ) 38

号であり、そこにおいては、未監査財務諸表に対しては意見が表明されてはいないという趣旨で、財務諸表の各ページの上部に「未監査」(unaudited)と一般的意見差控えの文言を記載することで、いかなる保証も伝えるものではないことを利用者に伝えるには十分であると規定されていた。しかし、SAP 38号に完全に準拠しているのに、「公認会計士」という名称を使用することが、なお、「若干の保証」(certain level of assurance)を提供することになると一部の利用者が考えていることが一連の訴訟事件で明らかにされたのである。

この事態を憂慮して、1979年12月に、AICPAは、会計士の財務諸表への関与の形態を、いかなる保証も提供しない「調製」と、限定された保証を提供する「レビュー」を規定する、SSARS 1号を公表した。そこで、以下においては、(1)SSARS 1号公表以前に提起され、たぶん、それを公表させる原因となった判例、(2)判例に引用されているSSARS 1号の規定、(3)その後の判例からみて、AICPAの基準としてのSSARS 1号が十分であったか否かを、監査業務と非監査業務の区別の観点から検討する。

## 1. SSARS 1号公表以前の判例

非監査業務における会計士の過失責任の有無を判定する場合の裁判官の主たる業務は、会計士の過失の有無及びその程度に係る事実上の認定である。この認定をするに当たり、クライアントに対する会計士の責任は、主として、両者の契約により測定される。クライアントに対する会計士の責任は、「契約関係」(privity)と呼ばれる2者間の直接の契約関係および「不法行為法」(law of torts)を基礎としている。すなわち、判例法の下では、職業専門家は、クライアントに対して契約違反、例えば、会計士がGAASに準拠して監査を実施するという契約を取り交わしているのに、それを履行せずに適正意見を表明することについて責任を負い、また不法行為法の下では、クライアントに対して「通常過失」(ordinary negligence)について責任を負う<sup>24</sup>。

前述の「テナント社事件」において、裁判官の判断を悩ましたものは、クライアントが契約した業務は、財務諸表には「未監査」と明記されていたが、「実

---

<sup>24</sup> 中央監査法人[1998]、171頁

質的な監査」に相当するのではないかという点であった。行使すべき注意義務の水準を、非監査業務に関して規定されている基準に求める会計士と、業務の実態から判断する裁判官とでは、裁判の過程で意見が衝突することになる。

同様に、「ライオン事件」において、会計士が作成した財務諸表には、SAP 38号に準拠して各頁に未監査と明記されていたが、裁判所は、それを考慮することなく、業務の実態の調査を行い、単なる記帳業務以上の業務が行われた状況においては、「未監査」の文言が明記されていたとしてもその法的有効性を、次のような論拠に基づき、否定している。

帳簿項目を検証するのに多くの時間と努力を費やす監査業務と、帳簿項目は、すでに十分な信頼が与えられているとする未監査業務との区別は、会計専門職では行われているようであるが、会計士は、契約で同意した行為を行わなければならない。〈中略〉会計士の責任は、引受けた業務に依存するものであり、信頼性を否定した文言に依存するものではない。会計士の責任は、信頼性の付与を否定したからといってそれが限定されるものではない。つまり、保証の付与を差控える一般的文言（「未監査」の明記：筆者注）を記載することにより、会計士は過失責任を免れるものではない（170 N.W. 2d at 404）。

「ボニーバー事件」において、裁判所は、さらに1歩進んで、業務に関して契約に盛り込まれた文言により会計士の義務が制限されるものではなく、契約を本質の観点から見直して、会計士の業務は「実質的監査」（audit-in-fact）であると解釈したのである。裁判所は、会計士の現在及び過去の業務の実態を調査し、「会計士の関与」（CPA's involvement）により「何らかの保証」が提供されたと判断した。

SSARS 1号公表以前の判例における共通的認識は、会計士の義務は、主として、提供した業務の実体から生じるものであり、業務を未監査とする文言又は責任を否定する文言から導かれるものではないことが判明する。そして、この論拠としては、次の2種類のものが挙げられている。(1)会計士は多くの状況において、精算表の作成や財務諸表における特定項目の検証のような監査類似の手続を行うこと。(2)主たる業務が、証明機能にあるので、会計士は、業務に関

わる事実に基づいて保証を提供できるか又は提供すべきかの立証責任を負担すること。

また、SSARS 1号公表以前における非監査業務に関わる唯一の基準がSAP 38号であり、そこにおいては、会計士が非監査業務に関与した場合においては、意見を表明しないと規定されているにすぎなかった。そして、「ライアン事件」、「テナント会社事件」、及び、その後の事件において、裁判官の判断がこのような一般的な意見差控えの文言には影響されないことが判明したのである。

## 2. SSARS 1号の対応

SSARS 1号は、保証水準の異なる「調製」及び「レビュー」という2種類の業務を包摂する「未監査」(unaudited)という概念の説明を次のように規定している。「調製」とは、会計士が財務諸表にいかなる保証も提供することなく、経営者の主張である財務情報を作成する業務であり、一方、「レビュー」とは、質問及び分析的手続を行い、財務諸表をGAAPに準拠させるために行わなければならない重要な修正を認識しなかったという限定された保証を表明する合理的基礎を提供する業務である(AICPA SSARS No.1, 1978, par.4)。なお、監査論の分野における著名な解説書は、「レビュー業務」及びそこでの「限定的保証」について、「レビュー業務とは、一定の限定的な手続(limited procedures)を財務諸表に提供し、当該財務諸表に行うべき重要な修正がない旨の限定的保証(limited assurance)を表明するものである。ここで言う限定的保証とは、提供される保証の水準が監査に比べて低いという意味である<sup>25)</sup>」と解説している。

## 3. 十分性の検討

SSARS第1号の公表によって明らかにされた「調製」及び「レビュー」は、「監査業務」とは異なる「非監査業務」であるという区別に対して、司法当局はどのように対応したかを公表後の判例に基づいて検討してみよう。ここにおいて引用した判例のなかには、会計士の対依頼人責任に関する判例に加え、対第三者責任に関するものも含まれているが、これは、筆者がここで検証しようとし

---

<sup>25)</sup> 中央監査法人説 1988 ] 39-40頁



ている論点には影響しないものと考える。

### ①ソフトウェア対アレキサンダー・グラント社事件

1982年に起こったこの事件の判決文において、未監査財務諸表に適用された業務が、「調製」であったのか、「レビュー」であったのかの区別は明示されてはいないが、いずれにしろ、会計士には責任があると判示された。なお、この責任は、クライアントが提供した情報に基づき会計士が作成した不正確な財務諸表を第三者が信頼した結果、生じたものであるとされている。裁判所は、SSARS 1号として新たに導入された基準が規定する未監査概念を取り入れることなく、財務諸表を信頼した第三者の救済を優先させたのである。

### ②ロバート・ウーラー社対フィダリティー銀行事件[1984年]

SSARS 1号が内部統制の調査及び評価は不要である業務と規定する「レビュー」業務に関して1984年に起こった事件である。「内部統制の弱点がクライアントに問題を提起している時には、SSARS 1号は、参照すべき規範を提供しないし、過失を免責とする具体的文言がない限り、会計士は、過失行為や、疑わしい状況を見逃した場合の責任を負わなければならない。」と裁判所は判示している。この事件で、裁判官は、内部統制の検証業務という「レビュー業務」では会計士に要求されていない業務を要求している所からみると、SSARS 1号の公表後においても、裁判所は、会計専門職が規定した注意義務の水準や会計士とクライアントが契約した業務に係る注意義務の水準をこえた「質問」や「開示」を、会計士に要求していることが判明する。

もしも実施すべき内部統制の検証の程度を記載した「業務契約書（engagement letter）」が使用されていたならば、ウーラー事件の裁判結果は異なるものになったであろうという見解がある<sup>26</sup>。クライアントに対する会計士の注意義務の具体的範囲は、主として、契約の条件や状況により決定されなければならないというのが同事件での裁判官の判断である。

---

<sup>26</sup> Spalding[ 1993 ], p.87

### ③ ウィリアム・イセリン社対ランドー事件 [1987]

ファクタリングを行う原告が倒産した融資先のレビューを行った被告会計士の責任を問うた事件である。非監査業務に係る会計士の責任を追及する一連の事件に転換をもたらす意義を有する1987年に起こったこの事件において、裁判所は、「レビュー業務」では「低い水準の調査」が適用されるとの論拠に立ち、会計士が作成した財務諸表がクライアントの破産の可能性を第三者に警告しなかったことが判明した場合においても、会計士に過失責任は存在しないと判示した。しかし、裁判官が依拠したのは、SSARS 1号の規定ではなく、専ら、原告利用者と被告会計士の契約に明示された関係が存在しないことを主たる理由として被告会計士には責任無しとしたものであった。

### ④ ユニオン銀行対アーンスト・ウイニー事件

(*Union Bank v. Ernst & Whinney*) [1991]

会計事務所がクライアントの財務上の問題を摘発できず、会計士が責任を追及された、1991年のユニオン銀行事件において、裁判官は、財務諸表に記載されている「レビュー業務」が適用されたとの文言を全く考慮することはなかった。当該契約が監査業務ではないという事実は、会計士を免責にするものではないと判示して、裁判官は、会計事務所が引き受けた「業務の性格」(characterization of the engagement) というよりは、業務において遂行された「技能の水準」(level of skill) を考慮したのであった。

### ⑤ ジョエル対ウエーバー事件 (*Joel v. Weber*)

歌手のビリー・ジョエル(Billy Joel)を含んだ当事件において、裁判所は、「引受けた業務は『レビュー』であると明示して記載することで、法律が規定する注意義務に準拠して業務を遂行することを会計事務所に対して免除するものではない」と判示し、1938年の「ステート・ストリート・トラスト社対アーンスト事件」(*State Street Trust Co. v. Ernst*)における判例を引用し、会計士の過失は、不当行為又は詐欺に相当すると次のように述べている。

明白なものを考慮しないこと、疑わしいものを調査しないことは、それが特

に重要ならば、財務諸表を信頼して損害を蒙った人に対する責任を負うことになる詐欺の推定を導く根拠を提供することがある。換言すると、不注意により結果を省みないことは、故意 (deliberate intention) と同義と見なされる。

このように、SSARS 1号の公表以前において、「監査業務」と「非監査業務」との区別を考慮しなかったように、その公表後においても、裁判所は、SSARS 1号でなされている規定や定義に基づいて、「注意義務の水準」や「責任」の観点から、「調製」と「レビュー」とを区別することや、「監査業務」と「非監査業務」とを区別することに関しては消極的であることが明らかになった。

会計士の不当行為を追及する訴訟事件においては、一般的に、広範な事実の認定手続、すなわち、当事者が合意した義務の性格及び義務に含まれる注意義務の水準の理解を樹立することが含まれる。そして、一旦、この過程が終了するや、業務が「調製」であるのか「レビュー」であるのかの区別は、重要ではなくなる。さらに、契約した業務は「監査業務」とは異なり「低い注意義務水準」が適用される「非監査業務」であるという「立証責任」(burden of proof) は、既述の「テナント社事件」で判示されたように、会計士側に転換されている。このような理由に基づいて、裁判所は、SSARS 1号公表後においても、会計士に必要とされる注意義務の水準を監査業務と非監査業務とで区別することに消極的であると推定することができる。

#### IV 結びに代えて

会計士の責務が、依頼人の利益に対する奉仕にあるばかりでなく、1986年のインターナショナル・モーゲッジ社事件で、カリフォルニア州の上訴裁判所が判示したように公的信頼を醸成するので<sup>27</sup>、公共の利益を保護することにもあるとすれば、公共の利益保護に役立つ情報の内容を明確に規定することが必要であると考えられる。つまり、会計士の業務の一般的あり方としては、利害関係人及び会計士の両者を同時に保護するルールが望ましいのではなからうか。

---

<sup>27</sup> 本稿 17頁参照

専門職業基準に要求される基準に準拠して業務を行っても、会計士は必ずしも免責されずに重い金銭的負担を蒙ることがあるという事実は、利害関係人及び会計士の両者を同時に保護するというルールに反するものである。投資家を含む利害関係人の告訴によって会計士が重い負担を課せられるのは妥当ではない。

なぜならば、職業的専門家である会計士の任務は、一言にしていえば、利害関係人の利益を擁護するために必要なのである。従って、あまりにも会計士に対する責任追及が厳格すぎると、会計士の希望者が減少し、会計士制度自体の目的が果たせなくなるであろう。そして、この観点からすると、会計士が実施する業務を公正かつ適切に報告・表示する内容を明確に特定する方向が望ましいことになる。

筆者は、基本的には、専門職業基準は、当該職業構成員が相当な注意義務を尽くしたか否かの判断規準たりうるという考え方に立つ。つまり、専門職業基準に準拠した業務を行うならば免責されるとする考え方である。

その理由は、クーリー（Thomas M. Cooley）が明快に述べているように、「特殊技能が必要とされる雇用関係において、業務を提供する場合には、同種雇用関係において他の人が通常有していると同程度の技能を行使することで十分である」との考え方に立つからである<sup>28</sup>。

会計士は、医師・弁護士等と並び、専門職業、いわゆる「プロフェッション」に属することは判例においても認められている<sup>29</sup>。しかし、いまだ、完全な「プロフェッション」としての市民権を獲得してはいないと筆者は考える。なお、「完全なプロフェッション」の要件を、西島教授は次のように挙げている<sup>30</sup>。

- ① 業務上の科学理論の確立
- ② 高度の技術の獲得を公的に宣言していること。
- ③ 業務団体の結成と自己規律の確立
- ④ 営利性の排除

---

<sup>28</sup> 注 15を参照

<sup>29</sup> Smith v. London Assurance Corp., 109 app. div. 882, 96 N.Y. Supp.820 [1905]

<sup>30</sup> 西島梅治 専門職業責任保険の基本問題、現代損害賠償講座、141頁

## ⑤ 倫理要綱の確立

この西島教授の説く基準でいくと、会計士は「業務上の科学理論の確立」という点で、「完全なプロフェッション」とはいえないと筆者は判断し、会計士が「完全なプロフェッション」の市民権を獲得していないのもこの点においてであると考える。

つまり、会計士の判断に関しての一般人の危惧である。従って、利害関係者を含む一般人のこの危惧を取り去るために、会計士は、その判断を形成した資料を示して、客観的資料に基づいて判断を形成しているのであることを明らかにする必要がある。ここに、「長文式報告書」を会計士は作成すべきであるというのが筆者の主張である。

この長文式報告書は、江村教授が長文式監査報告書として説明したもの<sup>31</sup>を参考にして、次のように定義することができる。

会計士がその実施した業務の方法の概要だけでなく、クライアントの採用する業務処理方法の当否に関する意見や判断、特に、不当と判断した業務処理方法の指摘と説明を記載するもので、通常、クライアントの主張や検証主題毎に述べられる報告書を意味している。

かくして、長文式報告書によるならば、報告書の利用者は、いかにして、会計士が当該意見なり判断に到達したかを短文式報告書に比べてより詳細に理解することが可能になるであろう。すなわち、検証主題が確立された規準と合致しているか否かの程度を意見として表明する短文式報告書では明らかにされることのない、いかにしてこの意見に到達したかの理由なり根拠なりが長文式報告書によるならば明らかにされることになる。

種々の保証水準に応じて会計士が法的責任を負担するという保証業務は新しい概念であり、会計士が付与する保証水準に応じて、対象となる情報の利用者側にも相当の注意を要求するという裁判所の判断のルールは確立されていない。

---

<sup>31</sup> 江村稔 商法監査における監査意見、商事法務 684号、633頁

例えば、会計士が過誤に基づく報告を行った場合にも、レビュー業務は監査業務よりも責任範囲は限定され、一方、利用者側も、レビューに基づく情報は、監査の保証よりも程度が低いと判断し、意思決定における当該情報への依存度を低めたり、他の情報を参照する方法が必要であろうが、こうした判断を現時点では裁判所が認識し、判断を下しているとは思われない。かくして、長文式報告書を採用し、上記のような事情や状況を説明する必要があると筆者は判断するものである。

以上

## 〈引用文献〉

- 1 . 中央監査法人訳、『モントゴメリーの監査論第12版』、中央経済社、1998年、40頁
- 2 . AICPA、*Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting, "Improving Business Reporting— a Customer Focus"*、( the Jenkins Report )、1994、Chapter 7
- 3 . AICPA、*Report of the Special Committee on Assurance Services*、1997
- 4 . Albert. D. Spalding、"An Analysis of Statements on Standards for Accounting and Review Services No.1"、*Research in Accounting Regulation*、Volume 7、1993、pp.81-93
- 5 . A. L. Kozlowski、"Accountants' Liability for Unaudited Historical and Prospective Financial Statements"、*San Diego Law Review*、Vol. 25、1988、pp.757 779
- 6 . 山浦久司、「保証業務に伴う会計士の法的責任」、『会計士情報保証論』、中央経済社、2000年、
- 7 . D. Carmichael & J. Willingham、*Perspectives in Auditing*、p.422、1985

- 8 . Thomas M. Cooley、 *Treatise on the Law of Torts*、 pp.335-336
- 9 . H. B. Wiener、 “Common Law Liability of the Certified Public Accountant for Negligent Misrepresentation”、 *San Diego Law Review*、 Vol. 20. 1983
- 10 . 西島梅治、「専門職業責任保険の基本問題」、『現代損害賠償講座』、141頁
- 11 . 江村稔、「商法監査における監査意見」、『商事法務』、684号、633頁
- 12 . AICPA、 *Statements on Standards for Accounting and Review Services No.1*、1979
- 13 . AICPA、 *Statement on Standards for Accountants' Services on Prospective Financial Information*、1985
- 14 . 古賀智敏、『情報監査論』、同文館、2000年、298頁
- 15 . 望月礼二郎、『英米法 新版 』、青林書院、1999年、176頁  
〈付記〉 本論稿は、慶應義塾大学商学会 特別研究報告会での報告原稿に、頂いたコメント等を考慮し、加筆および修正したものである。